委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	白浜町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soshiki/somu/index.html	

執行機関名 白浜町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	白浜町子ども医療費の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第90号)による子 ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3町長の項 白浜町子ども医療費の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第90号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	白浜町子ども医療費の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第90号) 第1条
	育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の 健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく	第1条 この条例は、町内に在住する <u>子ども</u> の医療費の一部をその保護者に対し 支給することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、 子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの <u>健全</u> な <u>育成</u> 及び 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日浜町于ども医療質の支給に関する条例に平成18年日浜町条例第90万) 白浜町子ども医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年白浜町規則第43 号)